

多賀城市地域防災計画

津波対策編

令和8年3月 改定

多賀城市防災会議

多賀城市地域防災計画（津波対策編）

目 次

第1章 総 則	1
第2章 災害予防対策	5
第1節 総則	1
第2節 津波に強いまちの形成	1
第3節 避難対象区域の設定及び避難指示の発令	4
第4節 海岸保全施設等の整備	5
第5節 交通施設の災害対策	7
第6節 都市の防災機能の強化	7
第7節 建築物等の安全対策の推進	7
第8節 ライフライン施設等の予防対策	7
第9節 危険物施設等の予防対策	7
第10節 防災知識の普及	8
第11節 地震・津波防災訓練の実施	13
第12節 地域における防災体制	13
第13節 ボランティアの受入れ	13
第14節 企業等の防災対策の推進	13
第15節 津波監視体制、伝達体制の整備	14
第16節 情報通信網の整備	17
第17節 防災活動組織の整備	17
第18節 防災拠点等の整備・充実	17
第19節 相互応援体制の整備	17
第20節 医療救護体制の整備	17
第21節 火災予防の推進	17
第22節 緊急輸送体制の整備	17
第23節 避難対策	18
第24節 避難受入れ対策	28
第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保	28
第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	28
第27節 複合災害対策	28
第28節 農漁業対策の推進	28
第29節 廃棄物処理体制の整備	28
第3章 災害応急対策	1
第1節 情報の収集・伝達	1

第2節	津波災害広報活動	8
第3節	組織・動員	9
第4節	応援の要請・受入れ	9
第5節	災害救助法の適用	9
第6節	救急・救助活動	10
第7節	医療救護活動	12
第8節	消火活動	12
第9節	交通の機能確保	12
第10節	緊急輸送活動	12
第11節	避難活動	12
第12節	指定避難所の開設・管理	12
第13節	建築物・住宅応急対策	12
第14節	応急仮設住宅等の確保	13
第15節	要配慮者等の対応	13
第16節	家庭動物等の収容対策	13
第17節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	13
第18節	防疫・保健衛生活動	13
第19節	遺体の収容・処理及び埋火葬	13
第20節	廃棄物の処理	13
第21節	社会秩序の維持	14
第22節	応急教育等	14
第23節	防災資機材及び労働力の確保	14
第24節	津波水防応急対策	14
第25節	公共土木施設等の応急対策	14
第26節	ライフライン施設等の応急復旧	14
第27節	農漁業関係応急対策	15
第28節	二次災害・複合災害防止対策	16
第29節	応急公用負担等	16
第30節	ボランティア活動	16
第4章	災害復旧・復興対策	1
第1節	災害復旧・復興	1
第2節	被災者の生活再建等への支援	4
第3節	住宅復旧支援	4
第4節	産業復興の支援	4
第5節	都市基盤の復興対策	4

第6節	義援金の受入れ・配分	4
第7節	激甚災害の指定	4
第8節	災害対応の検証	4

第1章 総 則

(地震対策編・第1章を準用する。)

第1節 計画の目的と構成

(略)

第1 計画の目的

地震対策編 第1章 第1節の「第1 計画の目的」を準用する。

この場合において、同項中「地震防災上」とあるのは「津波防災上」と、「地震防災対策」とあるのは「津波防災対策」と読み替える。

第2 計画の性格

地震対策編 第1章 第1節の「第2 計画の性格」を準用する。

第3 計画の修正

地震対策編 第1章 第1節の「第3 計画の修正」を準用する。

第4 計画の構成

地震対策編 第1章 第1節の「第4 計画の構成」を準用する。

第5 計画見直しの基本的考え方

地震対策編 第1章 第1節の「第5 今回の計画見直しの概要及び基本方針」を準用する。

この場合において、同項4. 中「地震の状況」とあるのは「地震・津波の状況」と、同じく6. 中「地震による建築物」とあるのは「地震・津波による建築物」と、同じく7. 中「災害廃棄物の発生を抑制」とあるのは「津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制」と、「耐震化」とあるのは「耐浪化」と読み替える。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

地震対策編 第1章 第2節の「第1 目的」を準用する。

第2 組織

地震対策編 第1章 第2節の「第2 組織」を準用する。

この場合において、同項2. (7) 中「地震災害等」とあるのは「津波災害等」と読み替える。

第3 市・関係機関の業務の大綱

地震対策編 第1章 第2節の「第3 市・関係機関の業務の大綱」を準用する。

この場合において、同項多賀城市の項中(6)の「避難情報の発令」とあるのは「避難指示及び高齢者等避難の発令」と、(8)の「避難所等」とあるのは「指定避難所等」と、東北地方整備局の項中「大規模地震対策」とあるのは「大規模津波災害対策」と、仙台管区気象台の項中「市町村」とあるのは「沿岸市町」と、

第1節 総則

東北総合通信局の項中「耐震性確保」とあるのは「耐浪性確保」と読み替える。

第3節 市域の概況

地震対策編 第1章 第3節の「市域の概況」を準用する。

第4節 災害の履歴

地震対策編 第1章 第4節の「災害の履歴」を準用する。

第2章 災害予防対策

第1節 総則

第1 東日本大震災の主な特徴

地震対策編・第2章 第1節の「第1 東日本大震災の主な特徴」を準用する。

第2 基本的考え方

地震対策編・第2章 第1節の「第2 基本的考え方」を準用する。

この場合において、同項中「地震、津波から」とあるのは「津波から」と、「最大クラスの地震、津波に対し、」とあるのは「最大クラスの津波に対し、」と、「耐震化」とあるのは「耐浪化」と、「地震災害予防対策」とあるのは「津波災害予防対策」と、「大規模地震災害」とあるのは「大規模津波災害」と、「地震防災上」とあるのは「津波防災上」と、「地震防災対策」とあるのは「津波防災対策」と読み替える。

第3 想定される津波の考え方

地震対策編・第2章 第1節の「第3 想定される地震と津波の考え方」を準用する。

この場合において、同項中「県の地震、津波の想定」とあるのは「県の津波の想定」と、「地震災害対策」とあるのは「津波災害対策」と、「最大クラスの地震」とあるのは「最大クラスの津波」と、「様々な地震を想定し、」とあるのは「様々な津波を想定し、」と、「様々な地震のうち、」とあるのは「様々な津波のうち、」と、「被害想定を行ったもの以外の地震」とあるのは「被害想定を行ったもの以外の津波」と読み替える。

第4 地震被害想定

地震対策編・第2章 第1節の「第4 地震被害想定」を準用する。

この場合において、同項中「過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じる」とあるのは「過去の津波被害に鑑み有効な津波対策を講じる」と読み替える。

第5 第五次地震被害想定調査

地震対策編・第2章 第1節の「第5 第五次地震被害想定調査」を準用する。

第2節 津波に強いまちの形成

《実施担当－関係機関等》

総務部、企画経営部、保健福祉部、都市産業部、上下水道部、教育部
— 県、塩釜地区消防事務組合消防本部、関係機関

第1 目的

市は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

第2 津波浸水想定

市は、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講じるため、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、県が設定する津波災害警戒区域をもとに、津波災害のおそれのある地域について津波避難対象区域を設定し、公表する。

第3 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置等

市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定避難所等及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。

第4 計画相互の有機的な連携

市は、地域防災計画、都市計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、津波ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第5 所有者不明土地の利活用

地震対策編・第2章 第2節の「第5 所有者不明土地の利活用」を準用する。

第6 石油コンビナート等防災計画への対応

地震対策編・第2章 第3節の「第7 石油コンビナート等防災計画への対応」を準用する。

第7 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

1. 津波災害警戒区域に関する対応

市は、津波災害警戒区域の指定があった場合に、以下の対応を行う。

(1) 地域防災計画での考慮

市地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、津波警報等及び津波に関する情報の伝達に関する事項、指定避難所等及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

(2) 要配慮者等が利用する施設での対応強化

津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波警報等及び津波に関する情報の伝達方法を定める。

(3) 市民等への周知徹底

市地域防災計画に基づき、津波に関する情報の伝達方法、指定避難所等及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(4) 施設所有者又は管理者の取組支援

津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し、必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

2. 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

市は、避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成する。

第3節 避難対象区域の設定及び避難指示の発令

《実施担当－関係機関等》

総務部、塩釜地区消防事務組合消防本部、県

第1 目的

市は、大規模地震に伴う津波からの人的被害を防止するため、宮城県津波浸水想定、第五次地震被害想定調査等をもとに、次のとおり津波警報等に応じた避難対象区域を設定し、避難指示を発令する。

第2 津波警報等に応ずる避難対象区域

市は、大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表された場合、次の区域・場所等に所在する市民等に対して避難指示を発令する。

1. 大津波警報

宮城県津波浸水想定による浸水想定区域内及びその近傍

2. 津波警報及び津波注意報

海や川の付近

第3 警報、避難指示等の伝達

本章第15節の「津波監視体制、伝達体制の整備」による。

第4 津波避難計画等の策定

1. 津波避難計画等の策定と周知

市は、地震被害想定調査の津波浸水域予測図等、国、県等が実施する調査の公表等に併せて、津波に対する避難場所、避難経路等の見直しを適時に実施し、ハザードマップの配布、市ホームページ・広報誌への掲載、説明会の開催等により津波災害警戒区域を市民等に周知する。

2. 地域ごとの避難計画の策定

市の津波浸水想定区域に居住あるいは所在する市民、自治会・町内会等、自主防災組織、事業者等が、よりきめ細かい避難計画等を策定できるよう支援を行う。

第4節 海岸保全施設等の整備

《実施担当－関係機関等》

総務部、都市産業部、塩釜地区消防事務組合消防本部、県

第1 目的

市は、県や関係機関に対し、津波被害を軽減・防止するための海岸保全施設等の維持管理の強化や必要な施設の整備を要請し、津波防災対策の推進を図る。

第2 多重防御・避難対策

市は、県と協力して、数百年から千年規模の津波に対する安全・安心確保策として、減災を念頭に多重防御として、防潮堤の整備、盛土と防災林の整備、避難道路の整備、河川堤防の充実強化、避難ビルの確保・整備、防災行政無線の整備、防災教育などを総合的に推進する。

第3 海岸保全施設等の整備

1. 海岸の整備

市は、海岸管理者が公表する県海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防(防潮堤)、防潮水門等海岸保全施設が計画的かつ総合的に整備されるよう要請する。また、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保が図られるよう要請する。

2. 海岸保全施設被災時の対策

海岸管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるよう施設の補修を工夫するなど、あらかじめ対策を講じるとともに、海岸保全施設等の整備効果が十分発揮されるよう適切な維持管理に努める。

なお、津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、市地域防災計画等との整合を図りつつ、避難口若しくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。避難口を設置する場合は、市地域防災計画との整合を図りつつ、想定津波到達時間や津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域毎の状況を踏まえて、十分に配慮する。

3. 水門・陸閘(りっこう)等の維持管理

市は、海岸管理者に対し、水門・陸閘等について日頃から保守点検を行い、沿岸市町の防災計画や管理・操作に関する地域の協力体制などを踏まえて、自動化・遠隔化など管理の高度化の必要性なども検討し、適切な維持管理に努めるよう要請する。

第4 河川管理施設の整備

1. 河川堤防の整備

市は、河川管理者に対し、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するよう要請する。また、津波発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐浪性の確保を図るよう要請する。

2. 津波遡上の影響の考慮

市は、河川管理者に対して、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保することにより、施設計画上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図るよう要請する。

3. 水門・陸閘（りっこう）等の維持管理

市は、河川管理者に対し、水門・陸閘等について日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保、非常用電源の準備など、機能改善に向けた整備を促進するよう要請する。

第5 港湾等の施設の耐津波強化

市は、港湾管理者等に対し、岸壁、防波堤等、港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、地震により施設が被災し、津波に対して十分な防御機能を発揮できない事態が生じないように、耐震診断や補強による耐震性及び耐浪性能の確保を図るよう要請する。

第6 農業用施設等における地震・津波対策

沿岸部に設置される用排水機場の補修・更新に当たっては、東日本大震災での施設の被災状況も踏まえ、耐震性及び耐塩性のほか、津波対策についても配慮する。

第5節 交通施設の災害対策

地震対策編・第2章 第4節の「交通施設の災害対策」を準用する。

この場合において、同節第2の1.の(2)中「地震による落橋」とあるのは「地震・津波による落橋」と、「橋梁の耐震対策」とあるのは「橋梁の耐震・耐浪対策」と、同節第3中「耐震性」とあるのは、「耐震・耐浪性」と読み替える。

第6節 都市の防災機能の強化

地震対策編・第2章 第2節の「都市の防災機能の強化」を準用する。

第7節 建築物等の安全対策の推進

地震対策編・第2章 第5節の「建築物等の安全対策の推進」を準用する。

この場合において、同節第1中「地震」とあるのは「地震・津波」と、同節第2の1.(2)中「地震災害時」とあるのは「津波災害時」と、同じく2.の「校舎等の耐震性」とあるのは「校舎等の耐震性の強化・耐浪性の確保」と、同節第3の3.中「地震」とあるのは「地震・津波」と、同節第4の(2)中「広告物」とあるのは「階数三以上の窓ガラス」と読み替える。

第8節 ライフライン施設等の予防対策

地震対策編・第2章 第6節の「ライフライン施設等の予防対策」を準用する。

この場合において、同節第1中「耐震性・耐浪性の強化、液状化対策」とあるのは「耐震性・耐浪性の強化」と、「地震災害等」とあるのは「津波災害等」と、同節第2の1.(1)中「液状化対策」とあるのは「耐浪性の確保」と、同節第5の(1)中「地震災害等」とあるのは「津波災害等」と、同じく(1)のイ中「非常電源の確保」とあるのは「津波警報等の情報を確実に伝達するため、非常電源の確保」と、「地震発生後」とあるのは「津波発生後」と、同節第9中「二次災害を未然に防止するため」とあるのは「津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害を未然に防止するとともに」と読み替える。

第9節 危険物施設等の予防対策

地震対策編・第2章 第7節の「危険物施設等の予防対策」を準用する。

この場合において、同節第2中「地震動や液状化」とあるのは「地震動や津波、液状化」と、「地震対策」とあるのは「津波対策」と、「耐震性」とあるのは「耐震性・耐浪性」と読み替える。

第10節 防災知識の普及

《実施担当－関係機関等》

総務部、教育部、塩釜地区消防事務組合消防本部

第1 目的

地震対策編・第2章 第8節の「第1 目的」を準用する。

第2 防災知識の普及、徹底

1. 職員への防災知識の普及

地震対策編・第2章 第8節 第2の「1. 職員への防災知識の普及」を準用する。

2. 市民等への防災知識の普及

地震対策編・第2章 第8節 第2の「2. 市民等への防災知識の普及」を準用する。この場合において、同項第2の2. (3)中「地震災害」とあるのは「津波災害」と読み替える。

また、同項第2の2. (4)を次のように改める。

(4) 普及・啓発の実施

ア 市は、県及び防災関係機関と連携し、市民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難の指示等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

イ 地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関する出前講座、講習会、テキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、インターネット（ホームページ、防災情報アプリ、メール、SNS等）などの多様な機会と手段により、普及・啓発に努める。

【市民等への普及・啓発を図る事項】

- ① 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
- ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ③ 宮城県津波浸水想定に係る浸水想定区域及び浸水深に関する知識
- ④ 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- ⑤ 地震・津波に関する一般的な知識
- ⑥ 災害危険性に関する情報
 - ・各地域における避難対象地区
 - ・孤立する可能性のある地域内集落
- ⑦ 避難行動に関する知識
 - ・宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること
 - ・強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
 - ・大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
 - ・「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）は海水浴場等で、津波警報等が発表されたことを知らせる避難の合図であること（津波警報等の視覚的な伝達）
 - ・海水浴場や海岸付近で、津波フラッグを見かけたら、速やかに避難すること
 - ・海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること
 - ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - ・自ら率先して避難行動を取ることが他の市民等の避難を促すこと
 - ・津波が河川を遡上すること
 - ・津波は長時間継続するので、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けるとともに、自己判断をしないこと
 - ・津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと
 - ・指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「可能な限り高く安全な場所」への避難
 - ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - ・各地域における災害種別毎の避難場所及び避難路に関する知識
 - ・各地域における避難の指示等の伝達方法 など
- ⑧ 津波の特性に関する情報
 - ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
 - ・第一波が最大とは限らないこと
 - ・津波は繰り返し襲ってくる
 - ・第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
 - ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性 など
- ⑨ 津波に関する想定・予測の不確実性
 - ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - ・大津波警報や津波警報は、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震の場合に津波の高さを「巨大」、「高い」と定性的な表現になること
 - ・津波浸水想定の対象地域区域外でも浸水する可能性があること
 - ・指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること
 - ・津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくる など
- ⑩ 家庭内での予防・安全対策
 - ・「最低3日間、推奨1週間（ローリングストック*）」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄
 - ・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - ・自動車へのこまめな満タン給油
 - ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

- ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など
- ⑪ 災害時にとるべき行動
- ・近隣の人々と協力して行う救助活動
 - ・自動車運行の自粛
 - ・その他津波警報等が発表された場合や避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき行動
 - ・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス[※]等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - ・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）でとるべき行動、指定避難所等での行動など
- ⑫ その他
- ・正確な情報入手の方法
 - ・防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
 - ・住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - ・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動
 - ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 など

3. 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

(1) 津波ハザードマップの整備

ア ハザードマップの作成・周知

市及び県は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて指定避難所等や避難路などを示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対し周知を図る。

なお、津波ハザードマップを作成するに当たっては、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など、「水害ハザードマップ作成の手引き」（H28.4国土交通省）を参考に作成する。

イ ハザードマップの有効活用

市は、津波ハザードマップが市民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

※ローリングストックとは

保存食を日常的に消費し、食べた分だけ買い足していく備蓄方法。日頃から食べ慣れている賞味期限が1年程度のを意識的にストックして、月に1、2度食べるときに防災について考えるきっかけにもなる。

※正常性バイアスとは

人間が予期しない事態に対峙したとき、「あり得ない」という先入観や偏見（バイアス）が働き、物事を正常の範囲だと自動的に認識する心の働き（メカニズム）を指す。

(2) 日常生活の中での情報揭示

ア 円滑な避難を支援するための情報揭示

市は、指定避難所等や避難路・避難階段の位置等を市内の至る所に示すことや、蓄光石[※]やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、市民等が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。

イ 浸水高等を示す場合の留意点

市は、浸水高等の「高さ」を市街地の中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、市民等に分かりやすく示すよう留意する。

(3) 観光客や鉄道利用者等の一時滞在者への周知

市は、観光地、観光施設、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道において、津波浸水区域や浸水深、指定避難所等や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

(4) ドライバーへの啓発

ア 徒歩による避難の原則の徹底

市は、県及び塩釜警察署と連携し、ドライバーに対し、徒歩による避難の原則の徹底と地域に応じた避難方法についての周知に努める。

その中で、地震・津波発生時には、地震に伴う道路の損傷や一人ひとりの自動車の使用により渋滞を招く可能性があることなど、ドライバーに対し、自動車による避難の危険性を徹底的に周知する。

イ 運転中における災害時の対応の周知

市は、運転中に発災した場合の対応として、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し、徒歩避難とすること、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には、緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーを付けたままとすること等も、併せて周知に努める。

(5) 社会教育施設や防災拠点の活用

市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

※蓄光石とは

蓄光発光セラミックスは、昼間の太陽光や紫外線を吸収して半永久的に蓄光と発光を繰り返すセラミック素材。耐久性、対候性、耐摩耗性に優れており、屋外での利用が可能。

第3 学校等教育機関における防災教育

地震対策編・第2章 第8節の「第3 学校等教育機関における防災教育」を準用する。
この場合において、同項中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第4 事業者の防災意識の高揚

地震対策編・第2章 第8節の「第4 事業者の防災意識の高揚」を準用する。

第5 市民の取り組み

地震対策編・第2章 第8節の「第5 市民の取り組み」を準用する。

第6 災害教訓の伝承

地震対策編・第2章 第8節の「第6 災害教訓の伝承」を準用する。

1. 資料の収集及び公開

市は、国・県と連携し、東日本大震災の教訓を生かし作成した報告書や記録集等、さらに、検証に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等のほか、被災の状況、市民生活や社会経済への影響等、災害の経験や災害から得られた教訓等を収集・保存し、体系的に整理したデジタルデータベース「たがじょう見聞憶」を平成26年3月よりインターネットで公開している。

この「たがじょう見聞憶」を将来の災害対応に資するため、防災教育など広く活用するなどして、市民等の防災意識の向上につなげていくとともに、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないよう災害教訓・防災文化の伝承を行い、しっかり後世に引き継いでいく。

2. 伝承機会の定期的な実施

市は、学校等教育機関、企業、NPO等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、市民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3. 石碑やモニュメントの継承

県及び沿岸市町は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

4. 伝承の取組

市民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等によ

り、市民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

5. 津波浸水表示板の設置

実物大の津波ハザードマップとして地域住民のみならず、地元の地理に不案内な観光客への津波防災意識の啓発及び被災事実の後世への伝承のため、津波浸水表示板を設置する。

第 1 1 節 地震・津波防災訓練の実施

地震対策編・第 2 章 第 9 節の「防災訓練の実施」を準用する。

この場合において、同節第 2 の 1. 中「地震発生時」とあるのは「津波発生時」と読み替える。

第 1 2 節 地域における防災体制

地震対策編・第 2 章 第 1 0 節の「地域における防災体制」を準用する。

この場合において、同節第 1 中「大規模地震」とあるのは「大規模津波」と、「消防団」とあるのは「消防団及び水防団」と、同節第 2 中「大規模地震」とあるのは「大規模津波」と、「地震とあるのは「津波」と、同節第 4 の 1. (1) オ中「家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者」とあるのは「救助用資機材を使用した漂流者等の救出活動及び負傷者や溺れた者、家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者」と、同じく 2. (3) 中「建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者が発生」とあるのは「建物の倒壊等により下敷きになった者等の負傷者、津波に流され漂流している者や溺れた者等が発生」と読み替える。

第 1 3 節 ボランティアの受入れ

地震対策編・第 2 章 第 1 1 節の「ボランティアの受入れ」を準用する。

第 1 4 節 企業等の防災対策の推進

地震対策編・第 2 章 第 1 2 節の「企業等の防災対策の推進」を準用する。

この場合において、同節第 2 の 1. (3) 及び(4) 中「地震発生時」とあるのは「津波発生時」と、同節第 3 中「地震災害」とあるのは「津波災害」と、同じく 1. (5) 中「施設耐震化」とあるのは「施設耐震化・耐浪化」と読み替える。

第15節 津波監視体制、伝達体制の整備

《実施担当－関係機関等》

本部事務局、総務部、企画経営部、都市産業部、消防部、塩釜地区消防事務組合消防本部

第1 目的

津波発生の際に速やかに警戒態勢がとれるよう、市は、津波監視・観測体制の整備や情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

第2 津波の観測・監視体制の整備

仙台管区気象台は、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報等、津波情報等の発表及び伝達に努める。(津波警報等の種類については第3章第1節の第2を参照)

1. 津波観測機器の維持・整備

市は、津波襲来の直前監視を行うため、潮位計、水圧計、超音波式津波監視装置等の津波観測機器の維持・整備に努める。

2. 観測情報の共有化

市及び県、防災関係機関は、各観測機器の設置場所の情報を相互に交換、整理し、観測機器から得られた情報の共有化に努める。

県内津波観測施設等設置箇所一覧

設置箇所	東北地方整備局	仙台管区気象台	市町・消防本部	計
仙台市	1			1
石巻市	2	1		3
塩竈市			塩釜地区消防事務組合(1)	1
気仙沼市	1		気仙沼市(5)	6
名取市			名取市(1)	1
松島町			塩釜地区消防事務組合(1)	1
七ヶ浜町			塩釜地区消防事務組合(1)	1
南三陸町			南三陸町(3)	3
計	4	1	12	17

第3 避難指示等の伝達体制の整備

1. 県等からの伝達

「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」により、仙台管区気象台からの津波警報等が迅速に沿岸市町に伝達される。また、津波注意報・津波警報・大津波警報について通報を受けたときは、宮城県総合防災情報システム(MIDORI)による伝達と併せて電子メールにて沿岸市町及び沿岸消防本部へ通知され、関係市町へは電話連絡がされる。

2. 市の対応

(1) 避難指示等の発令基準の設定

ア 発令基準の策定・見直し

津波警報等の内容に応じた、避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府、令和3年5月改定)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取扱う県や気象庁等との連携に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

発令基準の策定・見直しに当たっては、県からの支援を受ける。

イ 伝達体制の整備

津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を市民等に伝えるための体制を確保する。

ウ 県に対する助言の要請

避難指示等を発令する際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

ア 多様な情報伝達手段の確保

さまざまな環境下にある職員や市民等に対し、津波警報等の伝達手段として、防災行政無線(同報系)の整備を促進し、耐震化・耐浪化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車のほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ、デジタルサイネージ機器(ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの)等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、指定避難所等の周知を図る。

イ 確実な伝達方法の確保

気象庁からの津波警報等及び地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)等を整備するとともに、防災行政無線(同報系)との自動起動を推進する。

また、障害に強い伝達体制の整備と併せ、いわゆるプッシュ型の情報伝達も充実させるとともに、雑音に強い高品質な音声での通話・放送が可能となるようデジタル化を推進する。

ウ 自動車運転者対策

第15節 津波監視体制、伝達体制の整備

走行中の自動車に対し、津波警報等・津波情報の発表状況、浸水想定区域、交通規制や迂回路、指定避難所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

エ 海域海岸利用者対策

海域海岸利用者に対し、防災行政無線（同報系）やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段の普及に努める。

オ 要配慮者対策

字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、デジタルサイネージ機器の整備等（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、十分に考慮する。

(3) 伝達内容の検討

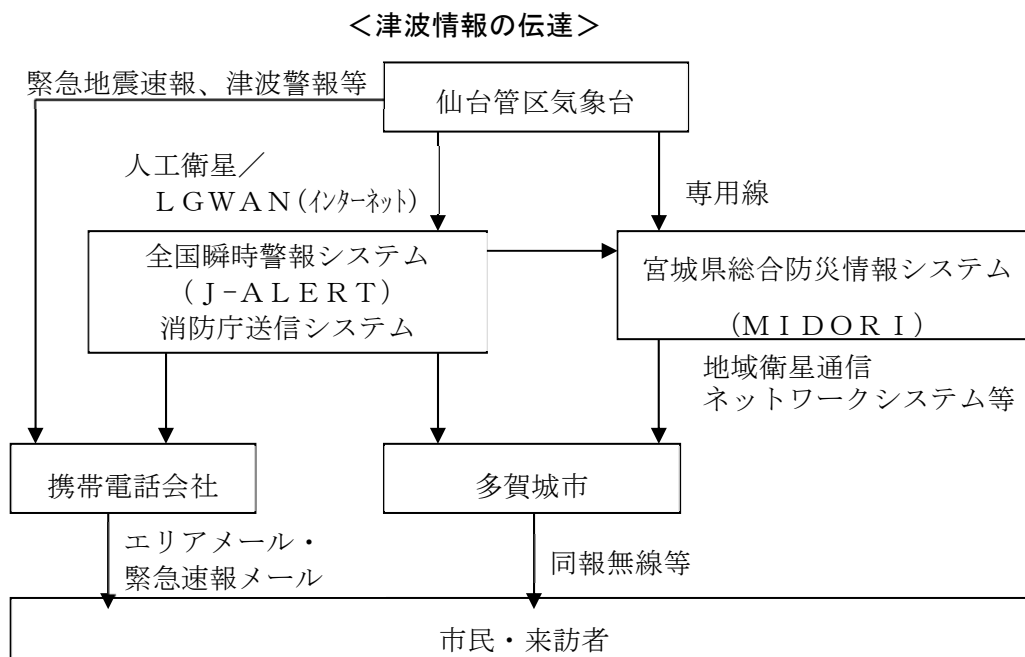
市は、津波警報、避難指示等を周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。

(4) 多様な条件下の考慮

市は、夜間、休日の情報伝達体制について多賀城消防署と連携し整備しておく。さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

(5) 津波地震や遠地地震の考慮

市は、強い揺れを伴わない、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、市民等の避難意識がない状態の時に突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、津波警報・注意報等の発表や避難指示等の発令・伝達体制を整える。



第16節 情報通信網の整備

地震対策編・第2章 第13節の「情報通信網の整備」を準用する。

この場合において、同節第2の3.中「土砂災害警戒情報や竜巻注意情報」とあるのは「津波警報」と、同じく6.中「耐震性」とあるのは「耐震性・耐浪性」と、「浸水する危険性」とあるのは「津波により浸水する危険性」と読み替える。

第17節 防災活動組織の整備

地震対策編・第2章 第14節の「防災活動組織の整備」を準用する。

第18節 防災拠点等の整備・充実

地震対策編・第2章 第15節の「防災拠点等の整備・充実」を準用する。

この場合において、同節第3の(2)中「耐震化」とあるのは「耐震化・耐浪化」と読み替える。

第19節 相互応援体制の整備

地震対策編・第2章 第16節の「相互応援体制の整備」を準用する。

この場合において、同節第1中「大規模地震災害」とあるのは「大規模津波災害」と、「地震災害等」とあるのは「津波災害等」と読み替える。

第20節 医療救護体制の整備

地震対策編・第2章 第17節の「医療救護体制の整備」を準用する。

第21節 火災予防の推進

地震対策編・第2章 第18節の「火災予防の推進」を準用する。

この場合において、同節第2の2.中「このため」とあるのは「これらは津波からの迅速な避難の支障となることから」と、「地震災害等」とあるのは「津波災害等」と、同じく5.中「大地震」とあるのは「大津波」と、「地震災害等」とあるのは「津波災害等」と、同じく6.中「地震発生時」とあるのは「津波発生時」と、同節第5中「大規模地震災害」とあるのは「大規模津波災害」と、同節第7の1.(1)中「地震」とあるのは「地震・津波」と、「地震発生時」とあるのは「地震・津波発生時」と読み替える。

第22節 緊急輸送体制の整備

地震対策編・第2章 第19節の「緊急輸送体制の整備」を準用する。

この場合において、同節第3の6.(1)中「避難のために自動車を利用しない」とあるのは「津波から避難をするためやむをえない場合を除き、避難のために自動車を利用しない」と読み替える。

第23節 避難対策

《実施担当－関係機関等》

総務部、企画経営部、保健福祉部、都市産業部、上下水道部、教育部、施設管理者
— 県、塩釜地区消防事務組合消防本部、塩釜警察署

第1 目的

地震対策編・第2章 第20節の「第1 目的」を準用する。

この場合において、同項中「指定緊急避難場所等へ向かう避難路」とあるのは「指定緊急避難場所等（津波避難ビル等を含む。）へ向かう避難路」と読み替える。

第2 徒歩避難の原則の周知

1. 徒歩避難の原則

地震対策編・第2章 第20節の「第2 徒歩避難の原則の周知」を準用する。

この場合において、同項中「地震発生時」とあるのは「地震・津波発生時」と、「地震発生時」とあるのは「津波発生時」と読み替える。

2. 自動車での避難方策の検討

市内の各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

第3 指定緊急避難場所・指定避難所（指定避難所等）の確保

1. 指定緊急避難場所・指定避難所（指定避難所等）の指定及び周知徹底

市は、大規模な地震による火災、津波等の災害から市民等が避難するための場所について、都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設や民間施設を対象として、管理者の同意を得た上で、必要な数、規模の指定避難所等を災害種別に応じてあらかじめ定めておき、避難誘導標識の設置等により、市民や外来者等への周知徹底を図る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定避難所等を近隣市町に設けることも検討する。

また、万一、指定避難所等が被災するおそれがある場合は、より安全な指定避難所等を目指す必要が生じることや、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「可能な限り高く安全な場所」への移動を行うべきこと、さらには指定避難所等が災害種別に応じて指定されており、災害種別

に適した避難先を選択する必要があることについても、周知徹底に努める。

なお、指定した指定避難所等については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めるなど管理体制を整備しておくとともに、速やかに指定避難所等の指定を終えるよう努める。

2. 公共用地等の有効活用

地震対策編・第2章 第20節 第3の「2. 公共用地等の有効活用」を準用する。

3. 学校等教育施設等を指定する場合の対応

地震対策編・第2章 第20節 第3の「3. 学校等教育施設等を指定する場合の対応」を準用する。

4. 交流拠点の指定避難所等への活用

地震対策編・第2章 第20節 第3の「4. 交流拠点の指定避難所等への活用」を準用する。

5. 民間施設を指定する場合の対応

地震対策編・第2章 第20節 第3の「5. 民間施設を指定する場合の対応」を準用する。

6. 備蓄倉庫及び通信設備の確保

地震対策編・第2章 第20節 第3の「6. 備蓄倉庫及び通信設備の確保」を準用する。

7. 指定避難所等の指定基準等

地震対策編・第2章 第20節 第3の「7. 指定避難場所等の指定基準等」を準用する。

この場合において、同項(2)中「地震」とあるのは「津波」と、「地震発生時」とあるのは「津波発生時」と読み替える。

第4 津波避難ビル等の確保

1. 津波避難ビル等の指定

市は、指定避難所等への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、津波避難ビル等をあらかじめ定め、市民等に対しその周知を図る。

2. 津波避難ビルの条件

市は、高齢者、障害者等が歩いて避難できる程度の近傍に指定避難所等を確保できない場合、地区内で津波に対して十分な高さを有する民間の高層堅牢建物を、建物の管理者と協議の上、津波避難ビルとして指定する。指定に当たっては、次の条件に留意する。

第23節 避難対策

- (1) 津波に対して安全な構造であること。
- (2) 基準水位（津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位。以下同じ。）に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物であること。かつ、同スペースまで避難上有効な階段その他の経路が確保されていること。
- (3) 耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する）。
- (4) 進入口への円滑な誘導が可能であること。

なお、上記条件以外にも、避難路に面していること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

3. 津波避難ビル等の充足確認

避難が想定される地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の充足状況を確認し、不足する場合は、新たな指定や整備について検討する。

4. 津波避難ビル等の管理

- (1) 市は、津波避難ビル等の管理者と運営体制等について十分に協議し、連絡方法、受入れ体制の整備などを取り決める。
- (2) 市は、津波避難ビル等の管理者と協議の上、運営に必要な資機材・備蓄等を整備する。
- (3) 指定した津波避難ビル等については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査し、定期的に津波避難ビルとしての適性について検討を行い、津波避難機能の整備充実を図る。

5. 民間施設を指定する場合の対応

市は、民間施設を指定避難所等として指定する場合は、あらかじめ、当該施設の管理者等と協議し、災害時に指定避難所等として活用できるよう協定の締結に努める。

6. 津波災害警戒区域内等での留意事項

市は、津波災害警戒区域内等において、基準水位以上の場所に所在する安全な構造を持つ民間等の建築物について、指定避難所等として指定した場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるとともに、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

第5 避難路の確保

市は、指定避難所等への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。

- (2) 万一に備えた複数路の確保。
- (3) 津波、がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- (4) 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- (5) 高台等の指定避難所等・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- (6) 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- (7) 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

市は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第6 避難路等の整備

1. 避難路・避難階段の整備・改善

市は、市民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、適宜、避難路・避難階段を整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

2. 津波避難の迅速化の考慮

市は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

3. 避難路等の安全性の向上

市は、国及び県と連携して、避難経路に面する建物の耐震化・耐浪化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を推進する。

4. スクールゾーンの安全性の確保

市は、スクールゾーンにおける危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

5. 避難案内標識等の設置

(1) 避難誘導標識等の整備

市は、指定した避難路について、避難誘導標識等を設置し、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置な

第23節 避難対策

どを市内の至る所に示すことや、蓄光石やライト、デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの）、太陽光パネル等を活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるように表示することで、市民等が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。避難誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。

(2) 多言語化の推進

市は、指定緊急避難場所や避難経路の標示等、災害に関する避難案内標識等については、多言語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(3) 浸水高表示に関する留意点

市は、浸水高等の「高さ」を市街地の中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、市民等に分かりやすく示すよう留意する。

6. 道路の交通容量の確認

地震対策編・第2章 第20節 第5の「4. 道路の交通容量の確認」を準用する。

第7 避難誘導体制の整備

津波の到達の前に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

1. 職員初動マニュアルの策定

市は、市職員及び消防団員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先した上での避難誘導・支援や行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等の安全な場所へ向かう巡回ルートや水門・陸閘等の閉鎖ルート等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2. 避難誘導・支援の訓練の実施

地震対策編・第2章 第20節 第6の「2. 避難誘導・支援の訓練の実施」を準用する。

3. 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図る。

(1) 市は避難行動要支援者の避難誘導を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ避難行動要支

援者支援プラン（全体計画）に基づく取り組みを推進する。

- (2) 本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら、避難行動要支援者の所在等を把握する。
- (3) 避難行動要支援者を含めた要配慮者の避難が円滑になされるよう、自治会・町内会等や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

4. 情報入手手段・装備の確保

市は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段(移動系無線等)及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

5. 夜間に備えた対応

本市から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があり、立退き避難が困難となる夜間において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第8 避難行動要支援者等の支援方策

1. 避難行動要支援者等の支援方策の検討

地震対策編・第2章 第20節 第7の「1. 避難行動要支援者等の支援方策の検討」を準用する。

この場合において、同項中「地震等災害発生時」とあるのは「地震・津波等災害発生時」と、「避難後」とあるのは「津波からの避難後」と読み替える。

2. 避難行動要支援者等の支援体制の整備

地震対策編・第2章 第20節 第7の「2. 避難行動要支援者等の支援体制の整備」を準用する。

3. 社会福祉施設等における対応

地震対策編・第2章 第20節 第7の「3. 社会福祉施設等における対応」を準用する。

この場合において、同項(2)中「地震災害」とあるのは「津波災害」と読み替える。

4. 在宅者対応

地震対策編・第2章 第20節 第7の「4. 在宅者対応」を準用する。

5. 外国人等への対応

地震対策編・第2章 第20節 第7の「5. 外国人等への対応」を準用する。

第9 消防機関等の対応

1. 地域防災計画における対策の策定

市は、地域防災計画において、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助・救急
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2. 消防職員の安全確保対策

市は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、市民等の避難誘導を行うため、消防職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということの基本とし、このことを事前に市民等に周知し、理解を得ておくよう努める。

消防職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内の「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

3. 消防団員の安全確保対策

市は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立及び水門等の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化などの津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- (1) 退避のルールを確立し、市民等への事前説明により理解を得ること
- (2) 指揮者の下、複数人で活動すること
- (3) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (4) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

第10 教育機関*における対応

地震対策編・第2章 第20節 第8の「1. 児童生徒等の安全対策」を準用する。

この場合において、同項1. 中「地震」とあるのは「地震・津波」と読み替える。

第11 津波避難計画の策定

1. 津波避難計画の策定及び周知徹底

市は、県の津波浸水想定等をもとに、訓練等を行うとともに、津波避難ビルの管理者と協議の上、避難対象区域、指定避難所等、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容などを明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画又はマニュアル等を策定し、その内容等について、市民及び関係者への周知徹底を図る。

なお、避難指示等の具体的な発令基準及び伝達方法の設定に当たっては、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府、令和3年5月改定)を参考とする。

(1) 市は次の事項に留意して避難計画またはマニュアルを策定するとともに、市民等へ周知する。

- ア 避難対象地域
- イ 避難情報発令の具体的な発令基準及び伝達方法
- ウ 津波情報の収集・伝達の方法
- エ 避難路及び避難経路、誘導方法
- オ 指定避難所等の場所・避難施設の名称、所在地、収容人員、開設要領など
- カ 要配慮者の避難

(2) 市は、指定避難所等を明示した表示板の整備を実施するとともに、防災ハザードマップ(津波ハザードマップ)を作成し、市民等に配布を行う。

2. 地域ごとの避難計画作成支援

市は、津波避難計画の作成に当たり、自治会・町内会等、自主防災組織等、市民によるワークショップなどを開催するなど、市民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、防災ハザードマップ(津波ハザードマップ)などのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を作成するための支援を行う。

※教育機関とは

教育、学術及び文化に関する事業又は教育、学術及び文化と密接な関連がある事業を行うことを主目的とする機関のことで、小中学校、図書館、公民館などをいう。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」などに定められている。

3. 地域防災力の向上

市は、防災ハザードマップ（津波ハザードマップ）の整備、防災教育、防災訓練の充実、指定避難所等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、防災ハザードマップ（津波ハザードマップ）の作成に当たっては、市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努める。

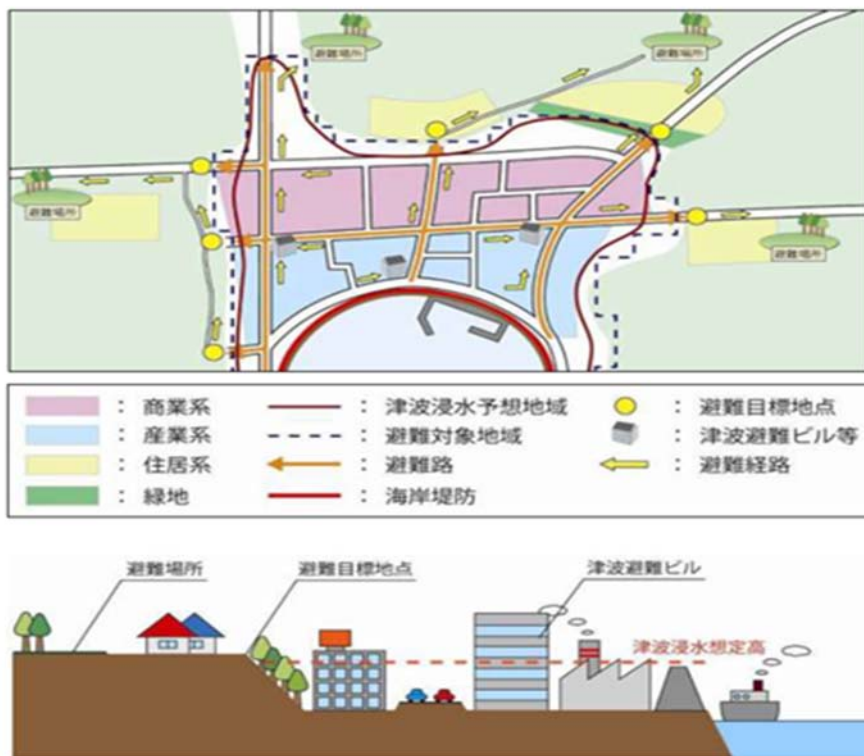
4. 避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

5. 不特定多数の人々が集まる施設等

市は、病院、スーパー、駅等の不特定多数の人が利用する施設の管理者に対し、大規模津波災害を想定した避難誘導計画の作成、従業員等への防災教育及び訓練の実施を行うよう促進する。

津波避難計画の概念図（リアス部）



津波避難計画の概念図(平野部)



第 1 2 避難に関する広報

市は、指定避難所等や避難方向等を明示した避難案内標識等の整備を実施するとともに、避難場所や避難方向等を記載した地図等を作成し、積極的に市民及び市内立地企業等に配布する。

第24節 避難受入れ対策

地震対策編・第2章 第21節の「避難受入れ対策」を準用する。

この場合において、同節第1中「地震災害時」とあるのは「地震・津波災害時」と、同節第2中「地震」とあるのは「津波」と、「倒壊、焼失等」とあるのは「倒壊、焼失、流出等」と、同節第6の1. 中「大規模地震」とあるのは「大規模地震・津波」と、同節第7の3. 中「地震」とあるのは「地震・津波」と読み替える。

第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保

地震対策編・第2章 第22節の「食料、飲料水及び生活物資の確保」を準用する。

この場合において、同節第3中「地震災害」とあるのは「地震・津波災害」と、同節第4中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

地震対策編・第2章 第23節の「要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

この場合において、同節第1中「大規模地震災害時」とあるのは「大規模地震・津波災害時」と読み替える。

第27節 複合災害対策

地震対策編・第2章 第24節の「複合災害対策」を準用する。

この場合において、同節第2の3. (2)中「避難指示」とあるのは「避難指示等」と読み替える。

第28節 農漁業対策の推進

地震対策編・第2章 第25節の「農漁業対策の推進」を準用する。

第29節 廃棄物処理体制の整備

地震対策編・第2章 第26節の「廃棄物処理体制の整備」を準用する。

この場合において、同節第1中「大規模地震や風水害」とあるのは「大規模地震や津波、風水害」と、「倒壊物・落下物・流出等による障害物」とあるのは「津波により流出した家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等の災害廃棄物」と読み替える。

第3章 災害応急対策

第1節 情報の収集・伝達

《実施担当－関係機関等》

主：本部事務局（危機管理課）
各部、エリア、県その他関係機関

第1 目的

地震対策編・第3章 第1節の「第1 目的」を準用する。

第2 緊急地震速報[※]

1. 緊急地震速報の発表等

地震対策編・第3章 第1節 第2の「1. (1) 緊急地震速報の発表」を準用する。

2. 緊急地震速報の伝達

地震対策編・第3章 第1節 第2の「1. (2) 緊急地震速報の伝達」を準用する。

3. 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

地震対策編・第3章 第1節 第2の「1. (3) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動」を準用する。

第3 津波警報等の収集・伝達

市は、仙台管区気象台からの情報の内容を鑑みて、避難指示等を防災行政無線、消防無線、携帯電話等を活用して、迅速かつ的確に市民等に伝達を行う。

また、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等に伝達する。

なお、「《地震・津波警報等の伝達系統図》」については、地震対策編・第3章 第1節 第2の「2. (2) 地震・津波情報の流れ図」を準用する。

第4 地震・津波情報

1. 情報収集・伝達の手段

地震対策編・第3章 第1節 第2の「2. (1) 情報収集の手段等」を準用する。

2. 地震情報

(1) 仙台管区気象台から発表される地震情報の種類、発表基準及び内容

地震対策編・第3章 第1節 第2の「2. (3) 地震情報」を準用する。

(2) 地震活動に関する解説資料等

地震対策編・第3章 第1節 第2の「2. (4) 地震活動に関する解説資料等」を準用する。

※緊急地震速報(警報)とは

地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

3. 情報の種類と発表等

(1) 津波警報等

ア 気象庁は、地震が発生したときは、地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

イ 警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

ウ 予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波 注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで、海に入ったり海岸に近づいたりしない。
-----------	---	---------------------------------------	---------	--

※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

エ 津波警報等の留意事項

(7) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

(イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合がある。

(ロ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(エ) どのような津波であっても、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

(オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア 気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)

沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(注4)
---------------	--

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では、「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場合によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・ 最大波の観測地については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値(注5))の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注5) 沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値だけではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項

(7) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(4) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(7) 津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(7) 沖合の津波観測に関する情報

- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準とその内容

発表基準	内 容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表

0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報を含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報を含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

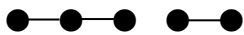
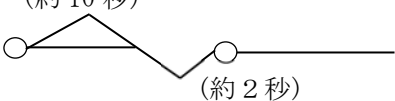

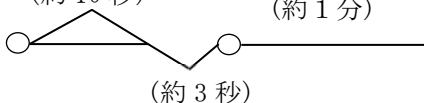
(4) 津波予報区

津波警報等は津波予報区単位で発表され、宮城県沿岸の津波予報区は「宮城県」である。

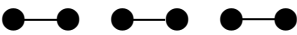
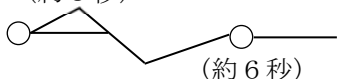
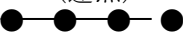

4. 予報の周知及び発令

津波予報を受けたとき又は市長が津波のおそれがあると認めたときは、市民等に対し、次の区分により津波予報の周知及び発令を行うものとする。

津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)  (約3秒) (約1分)

津波警報及び大津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

第5 北海道・三陸沖後発地震注意情報

地震対策編・第3章 第1節の第3「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を準用する。

第6 災害情報の収集・伝達

地震対策編・第3章 第1節 第4の「災害情報収集・伝達」を準用する。

この場合において、同項中「地震」とあるのは「地震・津波」と、同項1. 中「地震発生直後」とあるのは「地震・津波発生直後」と、同じく(2)中「区域内」とあるのは「区域内（海上を含む）」と読み替える。

第7 県への報告

地震対策編・第3章 第1節 第4の「3. 県への報告等」を準用する。

第8 通信手段の確保

地震対策編・第3章 第1節 第5の「通信手段の確保」を準用する。

この場合において、同項中「地震」とあるのは「地震・津波」と、同項3. 中「大規模地震災害時」とあるのは「大規模地震・津波災害時」と読み替える。

第2節 津波災害広報活動

地震対策編・第3章 第2節の「災害広報活動」を準用する。

この場合において、同項第2の(4)中「避難情報」とあるのは「避難指示等」と読み替える。

津波災害の広報に当たっては、以下の4点に留意する。

<p>何を知らせるべきか (伝達内容について、あらかじめ想定し、雛形を作成しておく)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津波注意報・警報の発表 ・津波到達予想地域、津波到達予想時間、津波の最大波の高さ ・津波襲来の危険 ・避難の指示等 ・実施すべき行動、対策
<p>対象者（誰に対して知らせるか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、滞在者（観光客、外国人等）、通過者、企業・事業所等勤務者など ・指定避難所等避難者など（在宅避難者等含む。）
<p>伝達手段（どのような手段で）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線（同報系）、サイレン、津波フラッグ、広報車 ・マスメディア（テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ） ・インターネット ・電話、FAX ・情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において災害時要配慮者（災害弱者）となりうる者）
<p>伝達のタイミング（いつ、どのタイミングで知らせるか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震直後（職員を介した放送、地震震度、津波の危険、避難の指示等） ・津波予報発表直後（津波予報、津波情報、被害状況等、指定避難所開設状況） ・津波終息後（津波警報・注意報の解除、避難の指示等の解除、指定避難所の閉鎖）

第3節 組織・動員

地震対策編・第3章 第3節の「組織・動員」を準用する。

第4節 応援の要請・受入れ

地震対策編・第3章 第4節の「応援の要請・受入れ」を準用する。

この場合において、同節第2の(4)中「地震」とあるのは「津波」と、同節第4の7. 中「大規模地震災害」とあるのは「大規模地震・津波災害」読み替える。

第5節 災害救助法の適用

地震対策編・第3章 第5節の「災害救助法の適用」を準用する。

第6節 救急・救助活動

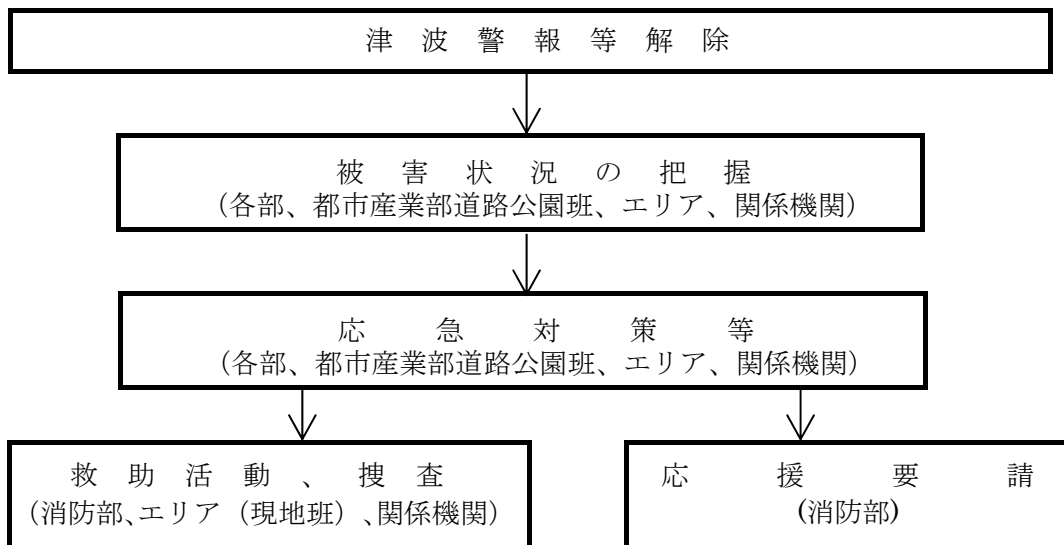
第1 目的

津波発生時の救急・救助活動は、地震対策編・第3章 災害応急対策 第6節の「救急・救助活動」を準用する。

この場合において、同節第5の1. 中「建物倒壊、火災等」とあるのは「建物倒壊、流出、火災等」と読み替える。

なお、海上の捜索などが必要となる場合も想定されるため、県や宮城海上保安部等、関係機関と連携して被害状況の調査及び救助活動を行う。

《応急対策の流れ》



第2 被害状況調査等対応

1. 陸上対応

《実施担当—関係機関等》

各部、都市産業部道路公園班、エリア、県、関係機関 — 各部、自衛隊

- (1) 市は、直ちに被害状況を把握し、県に報告する
- (2) 市、東北地方整備局及び宮城県仙台土木事務所は、津波予報解除後に津波の影響範囲の道路・橋梁についてパトロールを実施し、道路施設における被害状況の把握を実施し、対策を検討する。
- (3) 仙台塩釜港湾事務所は、津波予報解除後に速やかに施設の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の危険性の有無等を検討する。
- (4) 県は、相当の被害が見込まれるときは、被害状況の把握について自衛隊に対して応援を要請する。

2. 海上等対応

《実施担当—関係機関等》

宮城海上保安部、河川管理者

- (1) 宮城海上保安部は、海上及び沿岸部における被害状況の把握について、関係機関と密接な連携を図るとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。
- (2) 河川管理者は、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、防災関係機関に連絡するとともに、障害物除去等に努め、河川等の安全の確保を図る。

第3 救助活動等

1. 陸上における救助

《実施担当—関係機関等》

消防部、エリア（現地班） — 塩釜地区消防事務組合消防本部、塩釜警察署、関係機関

市は、津波の規模、時間的余裕により救助が可能と判断したときは、多賀城消防署、塩釜警察署と連携して救助を実施する。この場合、要配慮者を優先する。

2. 公有水面における救助

《実施担当—関係機関等》

消防部 — 地元漁業関係者、自衛隊、宮城海上保安部、関係機関

- (1) 消防団は、河川等における要救助者を発見した場合、直ちに多賀城消防署、塩釜警察署、地元漁業関係者の協力を得ながら、救助及び捜査活動等を行うものとするが、救助活動が困難な場合は、県に対して救助活動の実施を要請する。
- (2) 県は、要請を受けた場合、防災ヘリコプターにより救助に当たるものとするが、要救助者が相当数見込まれる場合は、自衛隊、宮城海上保安部に速やかに救助活動を要請する。

第7節 医療救護活動

地震対策編・第3章 第7節の「医療救護活動」を準用する。

この場合において、同節第1中「大規模地震災害」とあるのは「大規模地震・津波災害」読み替える。

第8節 消火活動

地震対策編・第3章 第8節の「消火活動」を準用する。

この場合において、同節第1中「大規模地震」とあるのは「大規模津波」と、同節第3、2.の(1)及び3.中「地震」とあるのは「地震・津波」と、「地震災害」とあるのは「津波災害」と読み替える。

第9節 交通の機能確保

地震対策編・第3章 第9節の「交通の機能確保」を準用する。

この場合において、同節第2及び第3の3.中「地震」とあるのは「地震・津波」と、同じく第3の5.(3)中「震災時」とあるのは「地震・津波災害時」と読み替える。

第10節 緊急輸送活動

地震対策編・第3章 第10節の「緊急輸送活動」を準用する。

この場合において、同節第4の3.(1)中「地震発生直後」とあるのは「津波発生直後」と、同じく第4の5.中「地震発生時」とあるのは「津波発生時」と読み替える。

第11節 避難活動

地震対策編・第3章 第11節の「避難活動」を準用する。

この場合において、同節第2中「地震に伴う災害」とあるのは「地震に伴う津波災害等」と、同節第5の2.(4)中「地震発生時」とあるのは「津波発生時」と読み替える。

第12節 指定避難所の開設・管理

地震対策編・第3章 第12節の「指定避難所の開設・管理」を準用する。

この場合において、同節第2の2.中「地震被害」とあるのは「津波被害」と、同節第8の1.中「むやみに移動を開始せず」とあるのは「現在いる場所が津波に対して安全である場合は、むやみに移動を開始せず」と読み替える。

第13節 建築物・住宅応急対策

地震対策編・第3章 第13節の「建築物・住宅応急対策」を準用する。

第14節 応急仮設住宅等の確保

地震対策編・第3章 第14節の「応急仮設住宅等の確保」を準用する。

この場合において、同節第1中「大規模地震災害」とあるのは「大規模地震・津波災害」と読み替える。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

地震対策編・第3章 第15節の「要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。

この場合において、同節第1中「大規模地震災害時」とあるのは「大規模地震・津波災害時」と読み替える。

第16節 家庭動物等の収容対策

地震対策編・第3章 第16節の「家庭動物等の収容対策」を準用する。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

地震対策編・第3章 第17節の「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。

この場合において、同節第1中「大規模地震災害時」とあるのは「大規模地震・津波災害時」と読み替える。

第18節 防疫・保健衛生活動

地震対策編・第3章 第18節の「防疫・保健衛生活動」を準用する。

この場合において、同節の流れ図中「地震発生」とあるのは「津波発生」と読み替える。

第19節 遺体の収容・処理及び埋火葬

地震対策編・第3章 第19節の「遺体の収容・処理及び埋火葬」を準用する。

第20節 廃棄物の処理

第1 目的

大規模地震・津波災害時には、建築物の倒壊、流出、火災等によって多量の災害廃棄物のほか、被災自動車や家具、家電、草木類など多種の災害廃棄物が発生し、一般災害での対応では不十分な場合も考えられることから、災害対策本部内に災害廃棄物等対策室を設置し対応するものとする。

以下、地震対策編・第3章 第20節の「廃棄物の処理」を準用する。

この場合において、同節第4の2.(3)中「震災時」とあるのは「震災時（津波災害を含む。）」と、同節第5の1.中「地震発生後」とあるのは「津波発生後」と読み替える。

第21節 社会秩序の維持

地震対策編・第3章 第21節の「社会秩序の維持」を準用する。

第22節 応急教育等

地震対策編・第3章 第22節の「応急教育等」を準用する。

この場合において、同節第2中「地震災害」とあるのは「津波災害」と、同じく1. 中「地震発生」とあるのは「津波発生」と、「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第23節 防災資機材及び労働力の確保

地震対策編・第3章 第23節の「防災資機材及び労働力の確保」を準用する。

この場合において、同節第1中「大規模地震災害時」とあるのは「大規模地震・津波災害時」と読み替える。

第24節 津波水防応急対策

地震対策編・第3章 第24節の「地震水防応急対策」を準用する。

この場合において、同節中「地震水防」とあるのは「津波水防」と、同節第1中「河川の洪水、決壊、溢水による」とあるのは「津波による浸水、河川への遡上、堤防の決壊等による」と、同節第5中「地震」とあるのは「津波」と読み替える。

第25節 公共土木施設等の応急対策

地震対策編・第3章 第25節の「公共土木施設等の応急対策」を準用する。

この場合において、同節第1中「大規模地震発生時」とあるのは「大規模地震・津波発生時」と、「海水の流入」とあるのは「津波や海水の流入」と読み替える。

第26節 ライフライン施設等の応急復旧

地震対策編・第3章 第26節の「ライフライン施設等の応急復旧」を準用する。

この場合において、同節第1中「大規模地震災害」とあるのは「大規模地震・津波災害」と、「震災時」とあるのは「震災時（津波災害を含む。）」と、同節第2の1. 中「地震発生後」とあるのは「地震・津波発生後」と、同節第4及び第5中「地震」とあるのは「地震・津波」と読み替える。

第27節 農漁業関係応急対策

地震対策編・第3章 第27節の「農漁業関係応急対策」を準用する。

この場合において、同節第2の1. 中「地震発生直後」とあるのは「津波発生直後」と、同じく2の2. 中「地震により」とあるのは「地震・津波により」と読み替える。

漁業施設の応急対策は、以下のとおりとする。

第4 漁業施設の応急対策

1. 漁船の応急対策

漁船が転覆・沈没により船舶の航行が危険と認められる場合には、防災関係機関に連絡するとともに、障害物除去等に努め、海上交通安全の確保を図る。障害物除去時には、油流出に十分配慮する。

2. 公共施設の応急対策

河川管理者は、堤防等漁船係留施設等が被災した場合、被害の調査を早急に行う。また、これらの施設に被害のおそれがある場合は、その箇所の補強工事を至急行う。

3. 応急対策

水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。

4. 資機材の確保

必要に応じ補修資機材の購入斡旋等の速やかな供給体制の整備を行う。

5. 応急技術対策

- (1) 施設の早期修理と水産物の生産管理及び種苗の再生産に努める。
- (2) 補充種苗保有量の調査と情報交換及び種苗の供給体制の整備を行う。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

地震対策編・第3章 第28節の「二次災害・複合災害防止対策」を準用する。

この場合において、同節第1中「地震等」とあるのは「地震や津波等」と、同節第2の1.(1)中「地震、降雨等による」とあるのは「津波浸食箇所の地震、降雨等による」と、「地震による地盤沈下や」とあるのは「津波による」と、同じく(2)中「土砂災害等」とあるのは「津波浸食箇所に対する土砂災害等」と、同じく2.中「地盤沈下による浸水等に備え」とあるのは「浸水等に備え」と、同じく5.中「地震」とあるのは「地震・津波」と、「構造物の倒壊等に備え」とあるのは「構造物の倒壊等、また新たな津波の発生に備え」と、同節第4の1.中「地震発生後」とあるのは「地震・津波発生後」と読み替える。

第29節 応急公用負担等

地震対策編・第3章 第29節の「応急公用負担等」を準用する。

第30節 ボランティア活動

地震対策編・第3章 第30節の「ボランティア活動」を準用する。

この場合において、同節第1及び第6中「大規模地震災害時」とあるのは「大規模地震・津波災害時」と読み替える。

なお、本計画に示す部課名は令和8年4月1日時点のものとする。その後、組織改編があった場合には、これに準じた対応を行う。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興

第1 目的

地震対策編・第4章 第1節の「第1 目的」を準用する。

この場合において、同項中「震災発生時」とあるのは「地震・津波災害時」と、「震災」とあるのは「地震・津波」と読み替える。

第2 災害復旧・復興の基本方向の決定

地震対策編・第4章 第1節の「第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等」を準用する。

この場合において、同項1. 中「地震」とあるのは「地震・津波」と読み替える。

2. 市民意向の尊重

地震対策編・第4章 第1節 第2の「2. 市民意向の尊重」を準用する。

3. 職員派遣等の要請

地震対策編・第4章 第1節 第2の「3. 職員派遣等の要請」を準用する。

第3 災害復旧計画

1. 基本方針

地震対策編・第4章 第1節 第3の「1. 基本方針」を準用する。

この場合において、同項中「地震」とあるのは「地震・津波」と読み替える。

2. 事業計画の策定

地震対策編・第4章 第1節 第4「災害復興計画」を準用する。

3. 事業の実施

- (1) 市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携し、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について、必要な措置を講じる。
- (2) 市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。
- (3) 市は、県と連携して、県道又は市道の災害復旧に際し、高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。
- (4) 市は、市が管理を行う二級河川以外の河川で市長が指定したもの（以下「準用河川」とい

第1節 災害復旧・復興

う。)における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

(5) 市は、県と連携して、県が管理の一部を行う指定区域内の一級河川若しくは二級河川又は市が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、実施に高度な技術又は機械力を要する維持で、国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

(6) 津波災害は、沿岸部の農林漁業者に対して壊滅的な被害をもたらす場合があることから、市及び県は、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。

(7) 市は津波浸水に伴い、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、県に対し土砂災害防止対策を要請する。

4. 災害復旧事業に伴う財政援助

地震対策編・第4章 第1節 第3の「4. 災害復旧事業に伴う財政支援」を準用する。

第4 災害復興計画

地震対策編・第4章 第1節の「第4 災害復興計画」を準用する。

この場合において、同項中「地震」とあるのは「地震・津波」と読み替える。

1. 復興計画の基本方針

市は、津波災害からの復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。

2. 復興計画の策定

市は、津波災害復興方針に基づき、具体的な津波災害復興計画を策定する。

策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り、事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。また、市民等に対して、事業に係る説明責任を果たすものとする。

さらに、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備を行う。

3. 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、市は、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。

第5 災害復興基金の設立等

地震対策編・第4章 第1節の「第5 災害復興基金の設立等」を準用する。

第6 復興組織体制の整備

地震対策編・第4章 第1節の「第6 復興組織体制の整備」を準用する。

第2節 被災者の生活再建等への支援

地震対策編・第4章 第2節の「被災者の生活再建等への支援」を準用する。

第3節 住宅復旧支援

地震対策編・第4章 第3節の「住宅復旧支援」を準用する。

第4節 産業復興の支援

地震対策編・第4章 第4節の「産業復興の支援」を準用する。

第5節 都市基盤の復興対策

地震対策編・第4章 第5節の「都市基盤の復興対策」を準用する。

第6節 義援金の受入れ・配分

地震対策編・第4章 第6節の「義援金の受入れ・配分」を準用する。

この場合において、同節第1中「大規模地震災害時」とあるのは「大規模地震・津波災害時」と読み替える。

第7節 激甚災害の指定

地震対策編・第4章 第7節の「激甚災害の指定」を準用する。

この場合において、同節第3中「地震」とあるのは「地震・津波」と読み替える。

第8節 災害対応の検証

地震対策編・第4章 第8節の「災害対応の検証」を準用する。